

研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範

(平成28年2月19日制定)

本行動規範は、本学の全ての研究職員及び事務職員（以下、「教職員」とする。）が、当然備えるべきものである倫理として、遵守すべき事柄を定めるものである。この行動規範は、「科学者の行動規範」（平成25年1月25日日本学術会議）に準拠して作成したものである。なお、本規範において「研究費」とは、本学で研究のために直接使用される全ての経費を指す。

I. 研究者の責務

1. 研究者は、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。
2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努める。
3. 研究者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚する。
4. 研究者は、研究資金の使用にあたっては、社会的な期待が存在することを常に自覚する。
5. 研究者は、研究の意義と役割とともに、人間、社会、環境に及ぼし得る影響を評価し、公表する。
6. 研究者は、研究の成果が、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識する。

II. 公正な研究

1. 研究者は、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。
2. 研究者は、不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組み、社会の理解と協力が得られるよう努める。
3. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮し、動物などに対しては、真摯な態度で扱う。
4. 研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

III. 社会の中の科学

1. 研究者は、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。
2. 研究者は、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。
3. 研究者は、科学的知見が政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。

IV. 法令の遵守など

1. 教職員は、研究活動や研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。
2. 教職員は、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、個人の自由と人格を尊重する。
3. 教職員は、研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

V. 研究費の使用

1. 教職員は、研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識する。
2. 教職員は、研究費の執行状況について、常に説明責任を有していることを自覚し、社会の信頼に応えるようその職務遂行に全力を尽くす。
3. 教職員は、研究費の使用にあたり、業者等との関係において疑惑や不信を招くことのないよう行動する。
4. 教職員は、相互に有機的な連携をとるよう努める。

VI. この行動規範の所管は、事務局庶務課とする。

VII. この行動規範の改廃は、研究に関する不正防止委員会で審議し、学長が行う。

附 則

- 1 この行動規範は、平成28年2月19日から施行する。